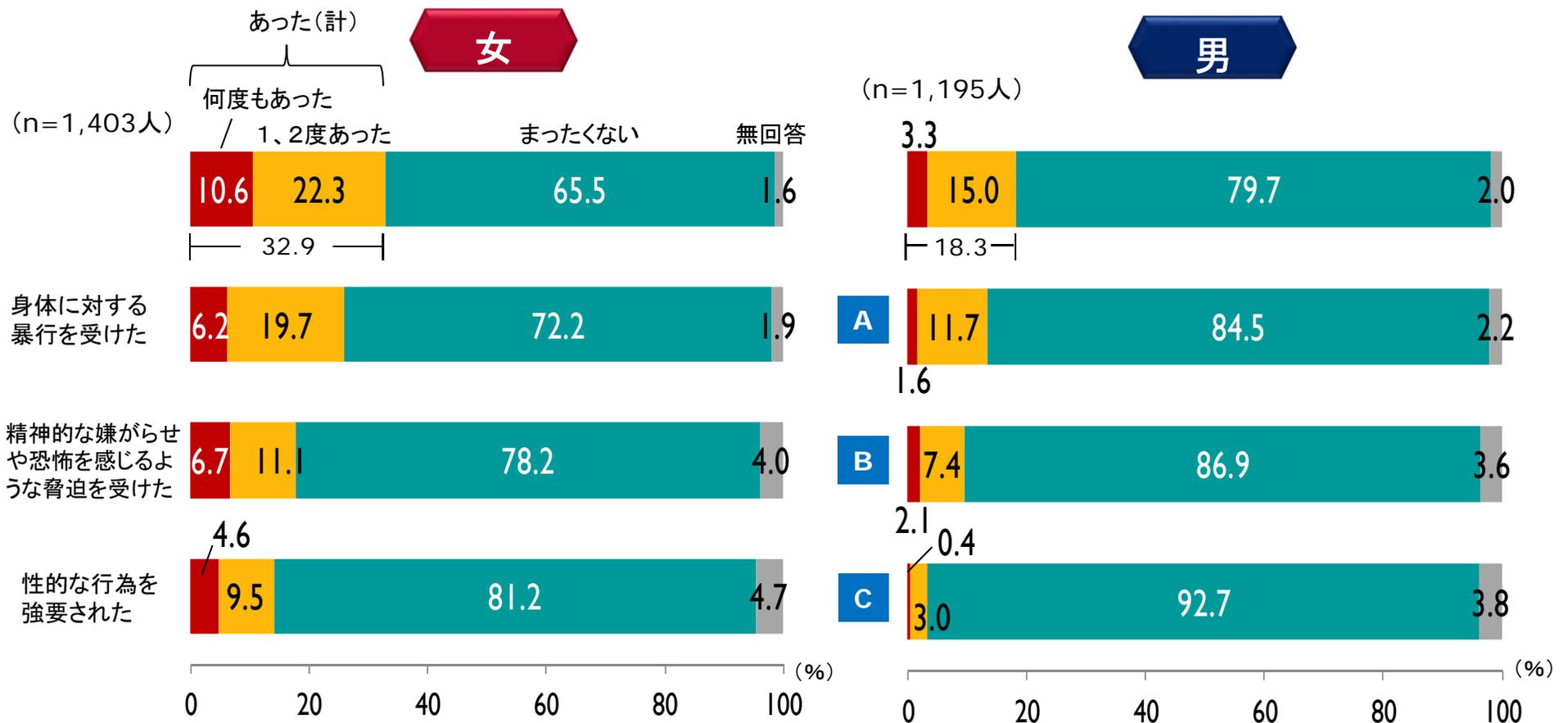


「男女間における暴力に関する」調査結果①

資料3-3

(配偶者からの暴力の経験)

女性の約3人に1人は配偶者から被害を受けたことがあります、
約10人に1人は何度も受けている



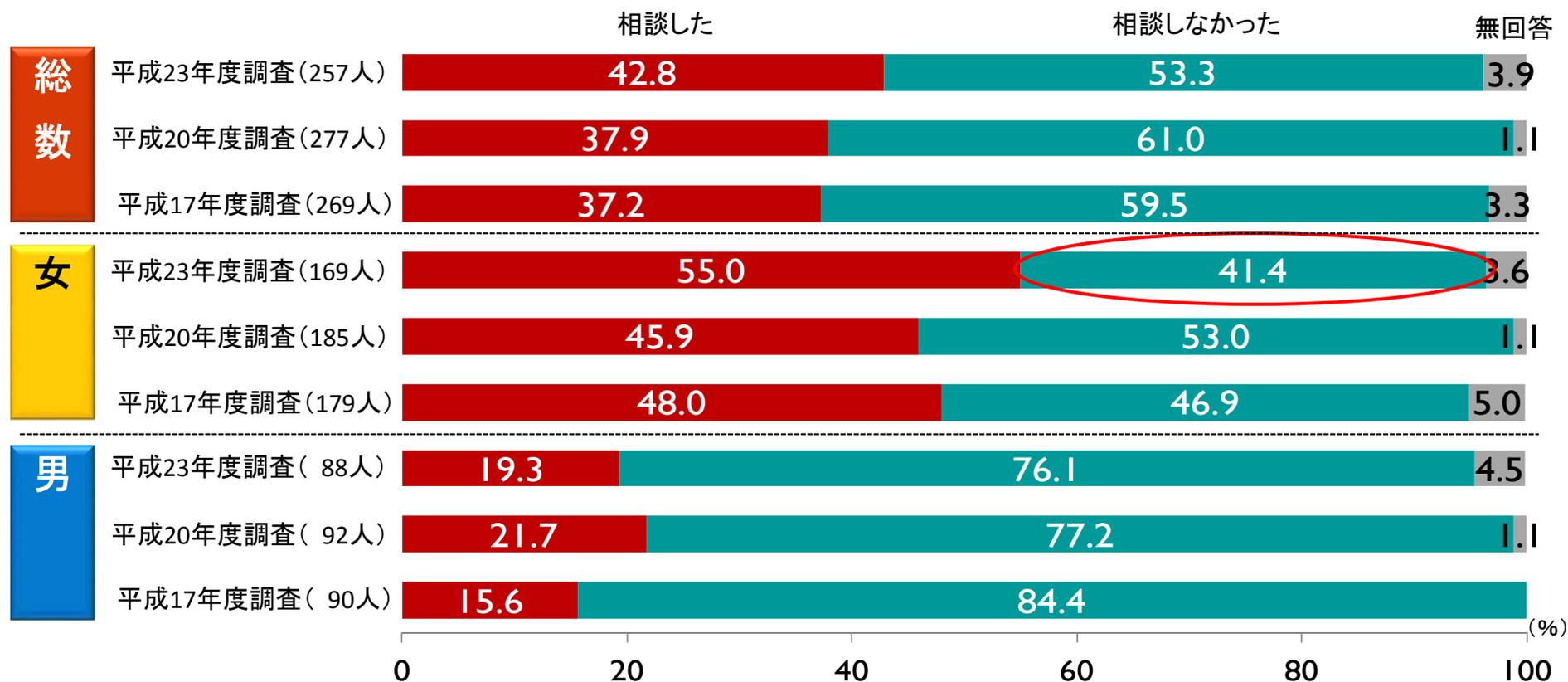
「男女間における暴力に関する」調査結果②

(被害相談の有無)

○時系列比較でみると、平成20年度調査よりも、女性で「相談した」が増えている。

○被害を受けた女性の約4割はどこにも相談していない。

配偶者からの被害の相談の有無 — 時系列比較

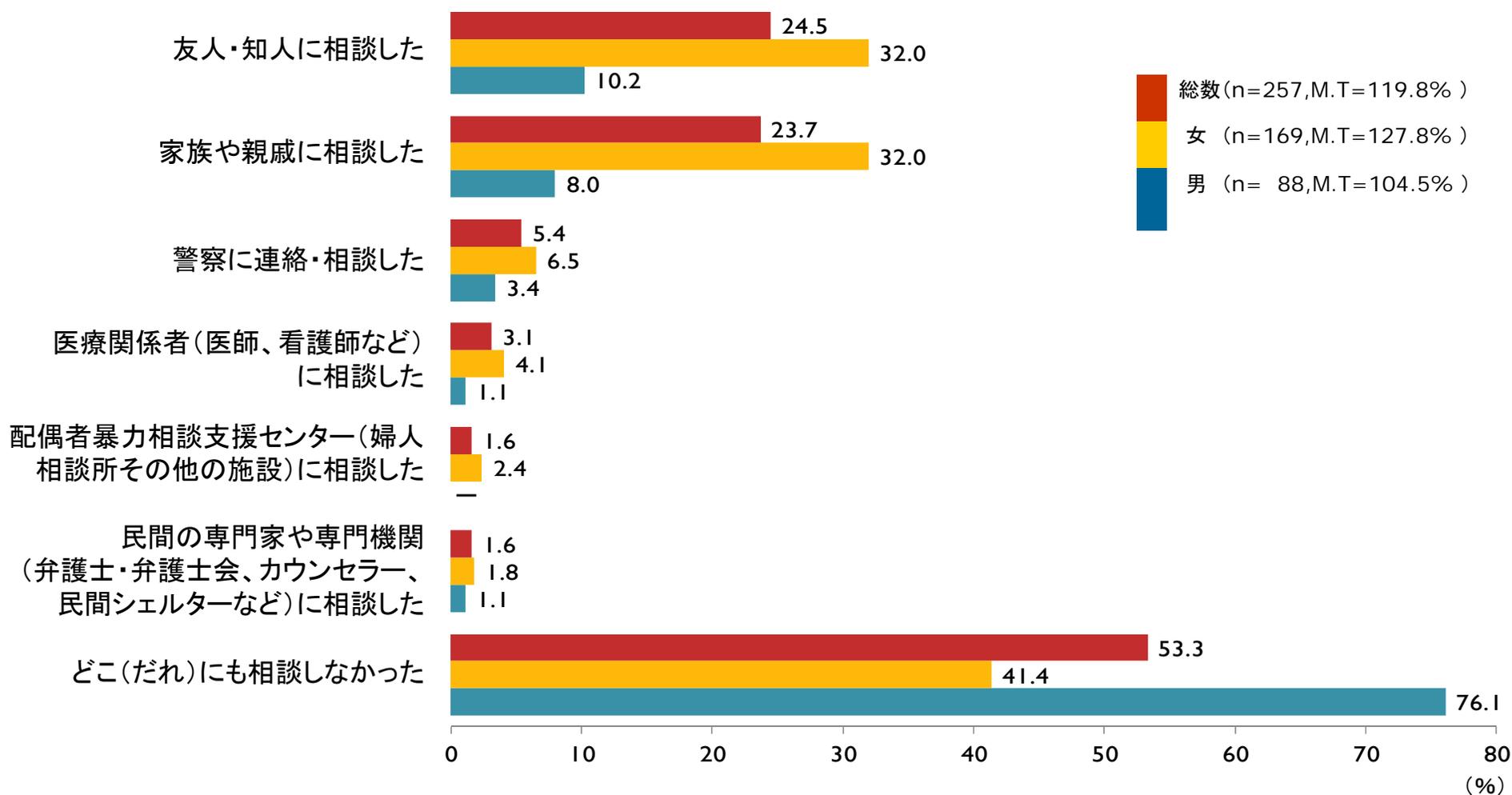


「男女間における暴力に関する」調査結果③

(被害の相談先)

○相談先をみると、「友人・知人に相談した」「家族や親戚に相談した」が多い。

配偶者からの被害の主な相談先(複数回答)

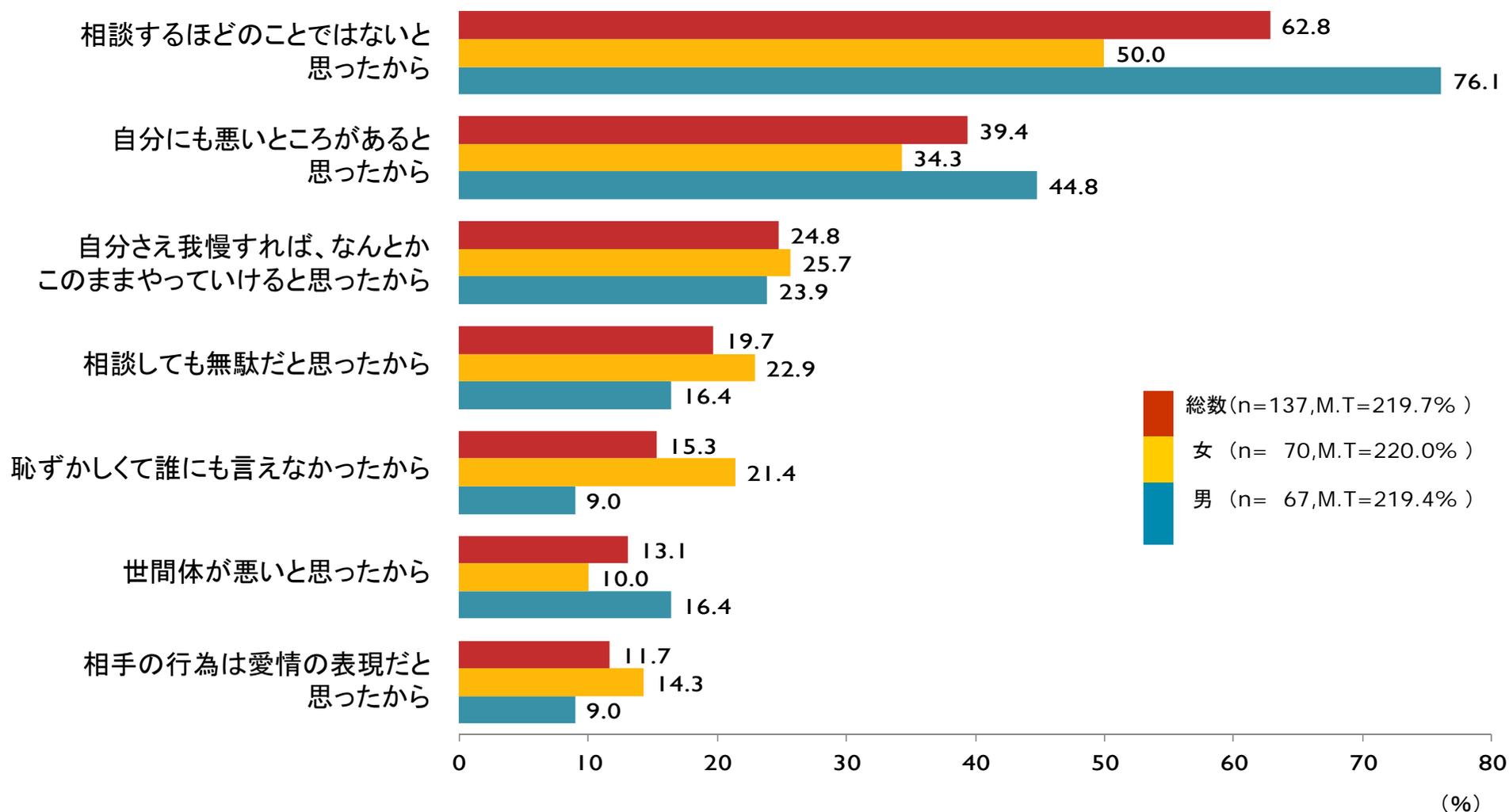


「男女間における暴力に関する」調査結果④

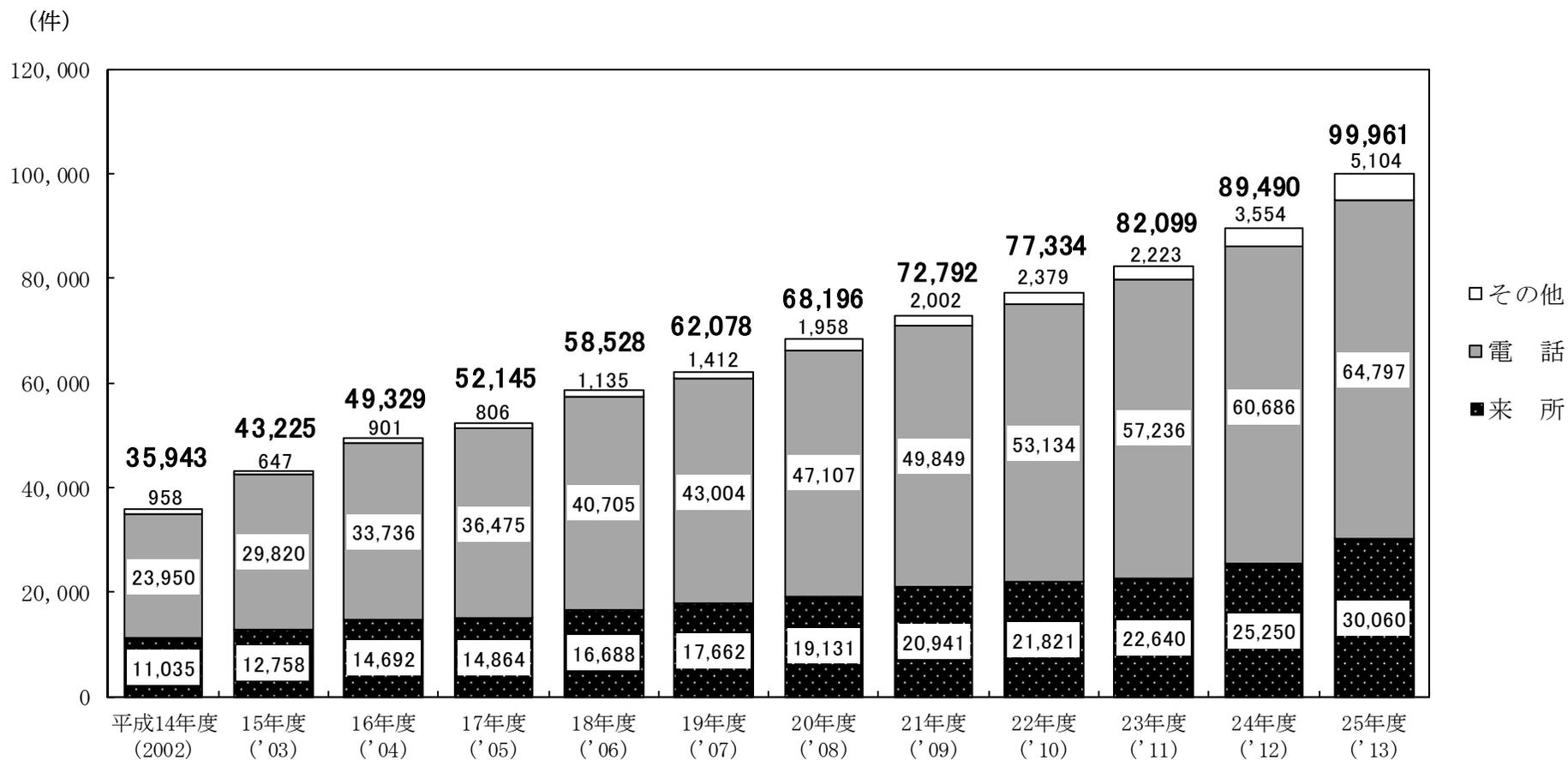
(相談しなかった主な理由)

○男女ともに、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多い。

配偶者からの被害を相談しなかった主な理由(複数回答)



配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。

女性に対する暴力をなくす運動(1)

<目的>

女性の人権を著しく侵害する夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に対し、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化する

<期間>

毎年11月12日から同月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間

<根拠>

男女共同参画推進本部決定(平成13年6月5日)

<平成26年度主な実績>

- 啓発ポスター及びリーフレットの作成・配布
- シンボルマークであるパープル(紫)リボンの作成・配布
- 東京タワーの「パープル・ライトアップ」の実施及び全国のランドマーク施設へのパープル・ライトアップ実施の呼びかけ(平成26年度は全国32施設で実施)
- 著名人による動画メッセージや若年層向けの予防啓発漫画を内閣府ホームページに掲載
- 政府広報インターネットテレビによる動画配信、ラジオ番組、新聞広告による広報啓発を実施

女性に対する暴力をなくす運動(2)

※ ほかから2016年度に「配偶者暴力防止法」(以下「配偶者暴力防止法」)の施行により、「性的暴力」(性的暴力)の定義が拡大され、性的暴力に該当する行為が追加されました。

ウチの子は
大丈夫かしら……



交際相手からの暴力被害経験者
約10人に1人

配偶者暴力防止法が改正され、
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象になりました。
まずはお近くの相談窓口にご相談ください

DV相談ナビ **0570-0-55210**

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。
配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為や人身取引等、
女性に対する暴力は、女性の人格を侵害するものであり、決して許される行為ではありません。

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト
<http://www.gender.go.jp/valv/index.html>

内閣府 配偶者からの暴力被害者支援情報サイト(携帯版)
<http://www.gender.go.jp/valv/keitai/index.html>



▲H26 ポスター



▲H26 パープル・ライトアップ



▲女性に対する暴力
根絶のシンボルマーク



▲パープルリボン

DV相談ナビ

<事業概要>

配偶者等からの暴力に悩んでいる被害者の的確かつ迅速な保護が図られるよう、全国共通ダイヤル(0570-0-55210)から、自動音声により、最寄りの相談窓口情報を案内する電話番号案内サービス(※)を提供しており、希望があれば、案内された相談窓口へ電話を転送し、直接相談をしていただくことも可能。

ダイヤルの周知を図るため、名刺サイズの広報用カードを作成し、全国の医療機関、公共機関、その他の関係機関に配布している。

※利用者が郵便番号又は地域区分を入力し、最寄りの相談窓口を検索。配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センター、地方公共団体が設置する相談窓口など登録された約1200か所の窓口の中から電話番号や窓口開設時間等の情報を案内する。

▼ DV相談ナビカード

ひとりで悩んでいませんか？

内閣府 男女共同参画局

DV相談ナビ ☎ 0570-0-55210

だれにも相談できずに、ひとりで悩んでいませんか？
相談してみると、ひとりでは気づかなかった解決方法が見つかるかもしれません。ひとりで悩まずご相談ください。お近くの相談窓口をご紹介します。

相手といると、怖いや感じたり緊張したりしていませんか？
暴力には、なぐる、物を投げつける、大声でどなる、無視し続ける、生活費を渡さない、交友関係を制限する、勝手に相手の電話・メールをチェックする、性的行為を強要する、避妊に協力しないなど、さまざまなものがあります。暴力は、次第にエスカレートして、被害が深刻になることがあります。相手との関係を「つらい」「なにかあかしい」と感じているなら、一度ご相談ください。

※お近くの相談窓口を自動音声によりご案内します。
※ご希望により相談窓口へ電話をおつなぎします。
※郵便番号(上3桁)又は地域から検索できます。携帯電話や一部のIP電話からの利用はできません。内線、一部のIP電話からはつながりません。

内閣府 男女共同参画局

DV相談ナビ ☎ 0570-0-55210

配偶者からの暴力被害者支援センター <http://www.gendai.go.jp/e-vaw/index.html>

DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(イメージ)

